

流山市農業委員会  
平成24年第11回  
総会議事録

平成24年11月26日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成24年第11回総会議事録

1 期 日 平成24年11月26日(月)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 5番 酒巻 孝美  
7番 青野 直

5 出席委員(15名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	5番 酒巻 孝美
6番 豊島 啓行	7番 青野 直
8番 水野 敬久	9番 中村 敏則
10番 大作 榮	11番 根本 隆
12番 小林 常男	13番 須郷 英夫
14番 水代 啓司	15番 石井 勇
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

4番 中村 彰男

7 書記名 係 長 田村 敏一

8 事務局 局 長 岡田 一美  
次 長 吉田 勝実  
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1)議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について……………	1
(2)議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)……………	3
(3)議案第48号 農用地利用集積計画の決定について……………	5
(4)議案第49号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について……………	8
(5)議案第50号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について……………	10
(6)議案第51号 農業生産法人報告書の提出について……………	12
(7)報告第26号 合意解約の通知について……………	15
(8)報告第27号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について……………	16

(9) 報告第28号 平成24年度流山市利用状況調査結果について.....	17
(10) 報告第29号 専決処理の報告について.....	21

▲開会 午後3時00分

○高市議長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成24年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

大変、昨日当たりから寒くなりましたので、十二分に身体に気を付けていただければと思います。

ただいまのところ、出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、4番、中村彰男委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○高市議長 異議なしと認めます。

5番、酒巻委員、7番、青野委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、田村係長を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長。

◎吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件は、議案第46号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第51号の「農業生産法人報告書の提出について」までの6議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第26号の「合意解約の通知について」から報告第29号の「専決処理の報告について」までの4項目について御報告をさせていただきます。

議題の御説明につきましては、以上でございます。よろしく御申し上げます。

○高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○高市議長 なしと認めます。

○高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

## 議案第46号

農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年11月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請者でございますが、申請者は流山市東深井にお住まいの方でございます。本件の義務者と権利者の関係は親子で、同一の世帯員として農業に従事されております。また、義務者、権利者ともにお二人の名前になっておりますが、それぞれご夫婦の関係となっております。

次に申請地ですが、申請がありました土地は、流山市平方の田4筆で、面積は、2,140㎡です。

次に、申請事由につきましては、農業経営の充実を図るため、所有農地の一部を子供夫婦に贈与したい、というものです。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

今月の3条は、以上の1件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

◎須郷委員長 議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案につきましては、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議しました。

申請地は、流山北高等学校の北約300mに位置している田4筆、2,140㎡です。申請理由ですが、義務者が高齢となったことから、農業経営の充実を図るため、後継者夫婦に農地を贈与する申請があったものです。

また、申請地以外の農地についても、今後は徐々に贈与を受けていく予定とのことでした。

申請地の田は耕起済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況ですけれども、権利者の耕作面積は約1haで、主に米、畑では枝豆、ホウレン草などの野菜を栽培しているということです。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第46号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の2ページでございます。

議案第47号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年11月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

はじめに、権利者は流山市大字東深井に在住されている方でございます。申請がありました土地は、流山市西深井の畑1筆で、面積は193㎡、転用目的につきましては、専用住宅用地とするものでございます。議案案内図につきましては、2ページと3ページでございます。

今月の第5条許可申請は、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

◎須郷委員長 議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件です。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議しました。

最初に、移転の原因は贈与で、転用目的は専用住宅を建築しようとするものです。

権利者及び義務者の方は、申請地以外に土地を所有していないため、当該農地について農地転用許可申請があったものです。

申請理由については、権利者は現在、ワンルームアパートに御主人と二人で居住しているということですが、近い将来、子供の誕生を控えていることから、母親の所有する土地を贈与により取得し、専用住宅を建築しようとするものです。

次に、事業計画の概要であります。開発面積併せて1,928㎡の土地に、建築面積55.19㎡の専用住宅1棟を建築しようとするものです。

次に、雨水、雑排水の処理対策については、雨水につきましては浸透枡を設置し、宅内浸透処理の計画で、オーバーフロー分については前面道路のU字溝へ放流する計画であります。雑排水につきましては、敷地内に設置する小型合併浄化槽で処理後、U字溝へ放流する予定とのこと。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、西深井小学校の東約100mに位置し、周囲は、住宅等が連たんしている区域内にあり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、資金計画については、建築費が2,440万円で、申請者の夫が、全額金融機関からの借入金で賄う計画であり、金融機関からの融資可能の審査回答書が添付されています。

また、申請者の夫の借入金を利用するにあたり、本人からの承諾書が添付されています。

次に、他法令については、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

◆水代委員 つまらない質問なのですが、今面積1,928㎡ときいたのですが、正確なところ、こちらに記載の193㎡なのですか。

◎山口次長補佐 開発の面積につきましては、大変申し訳ございません。192.8㎡でございます。ちょっと読み間違いしたものと思います。

○高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第47号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第47号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第48号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年11月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月は新規が5件、更新によるものが3件でございます。

初めに、1番でございます。まず、権利者ですが、権利者は流山市大字上貝塚にお住まいの方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市桐ヶ谷の田1筆で、面積は1,031㎡。利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては4ページでございます。

次に、2番でございますが、権利者は流山市大字南にお住まいの方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市桐ヶ谷にある田2筆で、面積は、2,062㎡。利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、1番と同じく4ページでございます。

次に、3番でございますが、権利者は流山市東初石5丁目にお住まいの方で、職業は農業でございます。利用権を設定しようとする土地は、流山市こうのす台にある畑2筆で、面積は1,123㎡。利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、5ページでございます。

次に、4番でございますが、権利者は流山市木にお住まいの方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井にある田1筆で、面積は1,021㎡。利用権の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましては、6ページでございます。

次に、5番でございますが、権利者は先程の4番と同じ方です。利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市西深井にある田1筆で、面積は1,021㎡。利用権



の設定期間は新規により3年間です。議案案内図につきましても、4番と同じく6ページでございます。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

ここからは更新によるものでございます。

先ず、6番でございますが、6番の権利者は流山市大字下花輪にお住まいの方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市下花輪にある田1筆で、面積は942㎡。利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましては、7ページでございます。

次に、7番でございますが、権利者は先程の6番と同じ方でございます。利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市下花輪にある田1筆で、面積は905㎡。利用権の設定期間は更新により3年間です。議案案内図につきましても、6番と同じく7ページでございます。

次に、8番でございますが、権利者は流山市西深井にお住まいの方で、職業は農業です。利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井にある田2筆で、面積は2,042㎡。利用権の設定期間は更新により6年間です。議案案内図につきましては、8ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の8件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

◎須郷委員長 議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」御報告します。

今月の案件は、新規が5件、更新が3件です。

最初に1番ですが、権利者の職業は農業で年齢は49歳です。また、営農状況については、耕作面積が約3haで、農業従事者は権利者を含め3名です。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、2番ですが、権利者の職業は農業で年齢は72歳です。また、営農状況については、耕作面積が約2.6haで、農業従事者は権利者を含め2名です。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、稲刈り後の状況でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、3番ですが、権利者の職業は農業で年齢は63歳です。また、営農状況については、耕作面積が約0.9haで、農業従事者は権利者を含め2名です。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、特に耕作はされておらず、草が繁茂していました。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、4番、5番は権利者が同じ方ですので、併せて御報告します。権利者の職業は農業で年齢は48歳です。また、営農状況については、耕作面積が約6.4haで、

農業従事者は権利者を含め4名です。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、いずれも耕作はされておらず、草刈り済みの状況でした。本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に更新分ですが、6番、7番は権利者が同じ方ですので、併せて御報告します。

権利者の職業は兼農で年齢は49歳です。また、営農状況については、耕作面積が約2.4haで、農業従事者は権利者を含め3名です。

次に、現地の状況ですが、対象の田は、いずれも耕起済みの状況でした。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

次に、8番ですが、権利者の職業は、農業で、年齢は86歳です。また、営農状況については、耕作面積が約2.4haで、農業従事者は権利者を含め3名です。

次に、現地の状況ですが、対象の田は、耕起済みの状況でした。本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

以上のことをもとに審議したところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしています。

よって、本案については、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

なお、本案のうち、1番については、山崎委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、山崎委員に退席を願い、先に審議を行います。

山崎委員の退席を求めます。

(山崎委員退席)

○高市議長 これより、本案のうち、1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号の1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第48号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたしま

した。

山崎委員の除斥を解きます。

(山崎委員入室)

○高市議長 次に、本案のうち、2番から8番の案件に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第48号のうち、2番から8番の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第48号の2番から8番の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第49号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第49号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について  
農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成24年11月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに1番でございます。申請者は、流山市大字中野久木にお住まいの方でございます。次に申請地ですが、申請地は流山市中野久木の畑1筆で、面積は152㎡です。本件につきましては、農作物の保管場所と農作業の作業場を兼ねた倉庫を設置したいということから、農業用倉庫が建築されたものでございます。

本来、建築場所の土地が農地であった場合、農地転用の許可が必要となりますが、農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第32条第1号には、例外規定が設けられてございまして、農業者が自ら使う農業用施設である場合、但し転用面積が2a未満の場合ですが、転用制限の例外として農地転用の許可は不要となっております。

なお、この場合許可不要となりますが、農地転用関係事務指針に基づき、農業委員会の対応方法といたしましては、農地の実態把握等の観点から、通常の農地転用許可申請に替えまして、届出書の提出をお願いしております。

また、工事完了後、地目変更を行う際には、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の手続きを採るよう指導しているところでございます。こうしたことから、今回の1番の方につきましては、この一連の手続き手順に従いまして、証明願の提出がなされものでございます。

議案案内図につきましては、9ページでございます。

次に2番でございます。申請者は流山市大字平方にお住まいの方でございます。申請地は流山市平方の畑1筆で、面積は202㎡です。この土地につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は20年以上前から道路の敷地として使用されております。今回、申請地の地目変更登記申請を行うために、証明願の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、2ページでございます。

次に3番でございます。申請者は流山市このす台にお住まいの方でございます。申請地は流山市このす台の畑1筆で、面積は253㎡です。この土地の登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は20年以上前から住宅敷地の一部として、使用されております。今回、申請地の地目変更登記申請を行うために、証明願の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、10ページでございます。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の3件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

◎須郷委員長 議案第49号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告します。

今月の案件は、3件です。

本案につきましても、審議に先立ち現地調査を行っています。

まず、1番ですが、申請地は新川小学校の東隣に位置している土地で、地目は畑で、現況は農業用倉庫の敷地として現在も使用されておりました。

申請地は、平成14年に申請者の親から相続を受けた農地です。

申請者は、果樹の保冷施設及び作業所を兼ねた農業用倉庫が必要となり、平成23年3月に農地法施行規則第32条第1項に関する農地転用の届出が提出され、平成24年10月に農業用倉庫が完成されたことから、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものです。

なお、今回の願出書の提出にあたっては、開発行為又は建築に関する証明書及び工事完了報告書が添付されておりました。

次に、2番ですが、申請地は西深井小学校の南東約150mに位置している土地で、地目は畑で、現況は公衆用道路の敷地として現在も使用されておりました。申請地は、

平成9年に申請者の親から相続を受け、平成24年9月には、他の共有者の持分放棄により取得した農地です。

申請者は、住宅を建て替えるために接道要件が必要となることから、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものです。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成元年10月に撮影された航空写真及び平成24年11月発行の固定資産税評価証明書が添付されていました。

次に、3番ですが、申請地は江戸川台駅の北東約900mに位置している土地で、地目は畑で、現況は住宅の敷地として現在も使用されていました。

申請地は、昭和32年に申請者が売買で取得した農地です。

申請者は、昭和42年に自己使用の住宅を建築する際、隣接する申請地まで建物を建築され、現在に至っているということです。

このため、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものです。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成2年11月に撮影された航空写真及び平成24年10月発行の固定資産税評価証明書が添付されていました。

以上のことをもとに審議したところ、1番については、農業用倉庫として適正に整備されている。2番については、今から20年以上公衆用道路として使用されている。3番については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第49号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第49号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第50号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の8ページでございます。

## 議案第50号

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請を次のとおりとする。

平成24年11月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

本案につきましては、現在、東深井地先に市が開設している市民農園の貸付期間が満了となることから、これを引き続き開設していくために必要な更新の手続きの一環として、承認申請があったものでございます。

次に、この申請における審査項目といたしましては、「申請地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。」また、「市民農園の利用希望者に対する募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。」などが承認する際の主な要件となっております。

次に、今回申請がありました農園は東深井農園でございまして、申請地は東深井にございます畑1筆、2,254㎡でございます。

1区画当たりの面積は15㎡で、貸付け区画数は107区画、貸付条件につきましては、1世帯1区画で期間は1年間でございます。

議案案内図につきましては、11ページでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

◎須郷委員長 議案第50号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する承認申請について」御報告します。

特例農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定より、都市住民等への趣味的な農地の利用を目的とした農地、いわゆる市民農園の貸付けに当たっては、農業委員会の承認が必要となっているところです。

本市の市民農園については、現在、7か所、12,441㎡ほどありますが、そのうちの東深井農園については、地権者の申し出により、昨年12月の貸付期間の満了に伴う更新時には、賃貸借期間が1年間の契約でした。

この度、地権者から平成25年4月から1年間の契約延長の承諾を得たことから承認申請があったものです。

市民農園の貸付け条件については、流山市シルバー人材センターが実施主体となり、市が農家から借りた農地を1区画当たり15㎡に区画し、市民に貸付けを行うものです。

本案については、関係者からのヒアリングを行いました。

市と流山市シルバー人材センターでは、市民農園の農地の適切な管理・運営の確

保、周辺地域への支障を及ぼさないことのほか、貸付けの中止、又は廃止する場合について定められた貸付協定書を平成22年11月16日に締結し、今回の申請となったものです。

貸付金額は、1区画当たり年額8,000円とのことです。

現地の状況ですが、東深井市民農園については、蔬菜類が作付けされており、適正な管理が行われていました。

流山市シルバー人材センターの農業に対する指導や病害虫への対策については、利用者にパンフレット類を配布し、指導しているとのことでした。

以上のことをもとに審議したところ、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に定める、市民農園としての適切な位置、妥当な規模、利用者の募集方法及び公正かつ適正な選考の方法、農地の適正な管理・運営の確保、周辺農地への支障を及ぼさないことなどの各要件に該当することから、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第50号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○高市議長 次に、議案第51号「農業生産法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第51号

農業生産法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年11月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

農業生産法人につきましては、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、農業生

産法人報告書を農業委員会に報告しなければならないとされております。

そして、農地法施行規則第58条第1項では、この報告は、事業年度の終了後3か月以内に、農業委員会に報告書を提出しなければならないと規定されておりますことから、今回報告書の提出があったものでございます。

今回報告がありました農業生産法人につきましては、流山市向小金にございます農業生産法人で、報告のあった事業年度につきましては、平成23年9月1日から平成24年8月31日までの1年間でございます。

本件につきましては、報告書を受けた農業委員会は、農地法第2条第3項に規定される法人形態、主たる事業、構成員、議決権、業務執行権の各要件についての適合状況について点検を行い、要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとなっているところでございます。

そして、農業生産法人に必要な各要件の確認につきましては、法人から提出された報告書をもとに、農業生産法人要件確認書を作成いたしましたので、皆様のお手元に配付させていただいていると思いますが、この農業生産法人要件確認書という資料をご覧いただきたいと存じます。

先ず、表の中の平成24年11月15日と書かれている欄を縦に見ていただきたいと思っております。初めに法人形態についてでございますが、法人形態は株式会社で株式の非公開会社でございます。

次に事業の種類についてでございますが、主たる事業は果樹及び農産物の販売、レストラン経営でございます。

次に売上高でございますが、今回報告の対象となる23年9月から24年8月までの売上高は、農業と書かれている3行目に報告と書かれている部分、こちらと、その他の事業と書かれている欄の上から3行目に報告と書かれている部分に記載されている箇所が報告があった年度の売上金額となっております。

そして、全体の売上高に占める農業の売上割合を見ますと、その売上高は、全体の約88.4%と過半数が農業の売り上げを占めております。

次に構成員につきましては、農地の提供者が法人の構成員となっております。

次に表の右側になりますが、業務執行役員数についてでございます。

業務執行役員数につきましては、取締役及び理事においては、過半数の役員が農業に従事150日以上従事することとなっております。本件の農業生産法人の役員は2名でございまして、農業従事日数につきましては、327日ともうひとりの方は181日でございましたので、年間150日以上に従事要件につきましても、要件は満たされておりました。

そして最後になりましたが、現地の状況でございますけれども、果樹園ではブドウ、キュウイフルーツ、ブルーベリーなどが作付けされ、畑ではダイコン、ブロッコリー、アスパ



ラ、レタス、サツマイモ、小松菜等が作付けされている状況でございました。こちらの議案案内図につきましては、12ページから13ページでございます。

御説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。須郷委員長。

(午後3時56分、岡田事務局長入室)

◎須郷委員長 議案第51号「農業生産法人報告書の提出について」御報告します。

本案については、農地法第6条の規定により、農業生産法人は、毎年、事業の状況などを農業委員会に報告しなければならない、と定められています。また、農業委員会は、その報告に基づき、農業生産法人がその要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる、とされています。

市では従来、農業生産法人からの報告に対しては、事務局で審査を行ってきたことですが、平成21年に農林水産省経営局長から通知のあった「農業委員会の適正な事務実施について」の中で、農業委員会は、判断の透明性・公平性を確保するとともに、事務処理の迅速化が求められ、前年度から農業委員会総会において判断を仰ぐことになっています。

農業生産法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、各要件についての適否を点検するものです。

この要件は、設立の時に満たされるだけでなく、設立後も満たされていることが必要で、農業生産法人は、農地の権利を取得した後も、この要件に適合していることを確保するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務づけられているところです。

このため、本案について配布資料の農業生産法人要件確認書に基づき審査を行ったところ、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

○高市議長 御苦労さまでした。

なお、本案については、水代委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、水代委員に退席を願い審議いたします。

水代委員の退席を求めます。

(水代委員退席)

○高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第51号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代委員の除斥を解きます。

(水代委員入室)

○高市議長 次に、報告第26号「合意解約の通知について」報告を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の10ページでございます。

報告第26号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成24年11月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

はじめに1番でございますが、この1番から10番までは、いずれも借受人が同じ方でございますので、一括して報告させていただきます。

先ず、合意解約がされました土地についてですが、流山市中野久木にあります畑でございます。筆数、面積につきましては、10件を合計いたしますと、13筆で7,924㎡でございます。議案案内図は14ページでございます。

この農地につきましては、体験農園用地の一部として利用されておりましたが、農園利用者の減少などによりまして、経営上も引き続き維持管理をすることが困難な状況であるということから、ここで体験農園用地の一部農地の契約を解除し、返還をすることとしたものでございます。

次に11番でございます。合意解約がありました土地は、流山市平方の田2筆、面積は2,062㎡でございます。議案案内図は15ページでございます。

この農地につきましては、当初貸し借りを結んでいた貸付人の方が亡くなられたこと、また、借受人の方につきましても、当初借りていた方が亡くなられたことから、この土地につきまして、ここで契約を解除し返還したものでございます。

今月の合意解約につきましては、以上の11件でございます。よろしくお申し上げます。

○高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

◆小林委員 1番から10番についてですが、これだけまとめて返還されますと今後の耕作とか契約とかどのようになるのか教えていただきたい。

◎吉田次長 この後の農地の利用方法ということでございますが、これにつきましては、体験農園、農政課の方も盛り立ててやっていたところですので、止む無くということで、次の新たな借り入れされる方の見通しが付きつつあるということをお聞きしておりますので、それがまとまれば、利用集積といった形で申請されるものと思っております。

◆小林委員 これだけ大きなところが解約されれば、いままで田んぼだったのを畑にして、解約した場合は、元に戻すとかそういった契約はあるのでしょうか。

◎吉田次長 この利用集積のルールとして、もし返還する場合には、原状に復して返すということが大原則ですので、そのような形で返されると思います。

こちらの返還期日につきましては、今年12月31日に、地主に返還することとなっております。それまでは、原状に復した形で返還されるものと思っております。

◆水野委員 14ページの図で今回、返還される畑の上側は、体験農園は引き続き行われるのですか。

◎吉田次長 この土地につきましては、今のところ引き続き行うとのことでございます。それと先程小林委員の質問についてですが、言葉足らずでしたが、返還に際しては農地としてお返ししますが、田んぼではなく畑として借りていますので、畑としてお返しするという形になりますので、そちらも付け加えさせていただきます。

○高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○高市議長 特にないようですので、次に進みます。

○高市議長 次に、報告第27号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の13ページをお開きください。

報告第27号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第53条第14号の規定により、次のとおり事業計画書の提出があったので、報告する。

平成24年11月26日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

本件につきましては、国の認定を受けた電気通信事業者が通信のための中継施設を設置する場合には、農地法施行規則の規定により、農地転用の許可等は不要となります。このため農地転用の申請ではなく、これに代えまして、事業計画書の提出があったものでございます。

事業者でございますが、事業者は千葉市美浜区に住所を置く認定電気通信事業者でございます。土地につきましては、流山市駒木台の畑1筆、面積は287㎡のうち

10. 50㎡です。転用目的ですが、RSBM光アクセス装置を設置するものでございます。議案案内図につきましては、16ページでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○高市議長 特にないようですので、次に進みます。

○高市議長 報告第28号「平成24年度流山市利用状況調査結果について」報告を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の14ページでございます。

報告第28号

平成24年度流山市利用状況調査結果について

農地法第30条第1項の規定により実施した、平成24年度流山市利用状況調査の集計結果について次のとおり報告する。

平成24年11月26日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

この農地法第30条第1項の規定による利用状況調査につきましては、御案内のとおり、改正農地法の施行に伴いまして、毎年1回、市内の農地について現地調査を行うことが義務付けられたところでございます。本市におきましても、昨年に引き続き調査を行いまして、委員の皆様には今年10月の中旬に延べ4日間にわたり現地調査をしていただきまして、委員の皆様にはお忙しいなか、また、大変暑いなか、調査いただきまして誠にありがとうございました。今年の調査結果につきましては、14ページの表のとおりでございまして、今年の調査におきましては、遊休農地として980筆、685,077.49㎡が確認されたところでございます。

これらの農地につきましては、現地調査の後に実施いたしました判定審査会におきまして、各農地の周辺環境とか農地基盤状況などをもとに御検討いただきました結果を踏まえまして、指導内容を御検討いただきましたので、この検討結果をもとに指導等を行っていきたいと考えております。そして、その指導方法につきましては、議案書の表のなかに指導の内容別に記載していただきました。

はじめに、指導通知を行うものが6筆、7,582㎡。この指導通知を行う方ですが、納税猶予の特例を受けている農地であります。耕作中以外の判断となった農地、いわゆる耕作されていなかった農地に指導通知を行うものが、この6筆、7,582㎡となっております。

次に遊休農地の通知を行うものが、4筆、2,904.49㎡。こちらの農地につきましては、納税猶予の特例を受けている農地で、耕作されていない農地かつ昨年度も耕作がされておらず、指導通知を実施した農地がこの4筆でございます。

つまり、一行目につきましては、指導通知書を昨年は通知しなかったけれど今年見たら納税猶予地が耕作されていなかったの、はじめて出す方が、指導通知書の方です。去年も通知を出して今年も作付けされてなかったの、これは、納税猶予は作ることが大前提ですので、今年も通知を出さなければいけない方が、2行目の遊休農地の通知の方です。より強い文書ということでお考えいただければと思います。

そして上から3行目、草刈依頼の通知を行うものが、395筆、236,056㎡でございます。

次に意向確認調査を行うものが、116筆、105,873㎡です。

こちらにつきましては、高齢、後継者不足など理由は色々あると思いますが、自分で耕作できない場合には、他の方に農地を貸し付けてもよいかどうかの意向を聞く方の農地が、こちらに当たります。

そして、草刈依頼及び意向確認調査の両方を兼ねるものが、96筆、74,513㎡でございます。

最後にその他の指導を行うものが、8筆、8,824㎡でございます。

その他の指導という内容についてですが、農地以外のものとして利用されていると見られたものが、この8筆でございます。例えば、庭木が植えられていたとか、駐車場の一部として使用されている、または資材が置かれているものが、この8筆でございます。

こちらにつきましては、その他の指導という形で原状回復をしてくださいとお願いの文書を出していきたいと考えております。

そして、今後、この区分に併して通知を発送していきたい、と考えております。

今後土地の所有者から各種お問い合わせ、相談などが事務局をはじめ、農業委員の皆様にもあろうかと思っております。もし委員の皆様にご相談なりお話しなどございましたら、農地の適正な管理をしていただきたい、もし、自分でできない場合には利用集積などそちらを活用していただきたいと、御指導等を委員の皆様をお願いしたいと思います。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

- 高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
- ◆小林委員 指導通知書と遊休農地の通知の文例について、教えていただきたいのですが。
- ◎山口次長補佐 指導通知書につきましても遊休農地の通知書につきましても、農地法に定められている書式を使用させていただいております。それで皆様に直接、小委員会の委員長様の名前を使わせていただいているのが、指導通知書でございます。

この報告書の一番上の指導通知書が6筆、対象者が確か5人になっていると思いますが、その方が小委員長様のお名前を入れるところがございますので、今回記入さ

せていただいております。

指導通知書の文面を読み上げます。

指導通知書という件名で、発送は本日、11月26日付けで発送させていただいております。次に、対象者の住所とお名前が入ります。その次に、農業委員長名で記載させていただきます。

(文書内容は、)下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれることから、農地法第30条第3項の規定に基づく指導を行いますので、その旨を通知します。

そこに記載されるのが所在地、現況の地目、面積が入ります。

あと、利用状況調査ということで調査年月日、調査員、このところに小委員会の委員長のお名前を入れさせていただきます。

利用の状況として、草刈の保全管理だけで、耕作されていないという状況です。

指導開始年月日、これは本日、平成24年11月26日になります。指導の内容、栽培作物及び技術等という形で耕作再開をお願いします。遊休農地である旨の通知を行う期日として、平成25年9月30日までに農業上の利用の増進が図られない場合等は、農地法第32条の規定に基づく遊休農地である旨の通知を行います。

今月の26日から来年の9月30日までには必ず是正しておいてくださいと、実際には年末に見に行きますが、最悪、9月30日までに改善されない場合には、次のステップとして、遊休農地ということで通知を発行させていただきます。

次が、遊休農地の通知という形になるものです。

今回は4人の対象者がおります。これにつきましては、遊休農地通知書という形ですが、文書内容につきましては、下記農地は遊休農地であるので、農地法第32条の規定に基づき通知します。なお、農地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)は、農地法第33条第1項の規定により、この通知があった日から起算して6週間以内に、遊休農地に係る農業上の利用の増進に関する計画を届け出なければなりません。

こちらは、この文書を受け取った日から6週間以内にその農地の今後の活用計画を提出していただく形になります。

それで、その届出の提出がない場合は、罰則規定があります、と本文にも書かれております。

これにつきましては、必ず農業委員会に連絡をくださいと、遊休農地に指定を受けたものについては、記載されております。

遊休農地につきましては、農業委員にご相談が行くかと思えますけど、そのときはすべて農業委員会に相談してくださいと、連絡は必ずくださいということで指導していただければ結構です。

通知につきましても委員長のお名前が記載されておりますけれども、必ず農業委

員会に連絡を取って対処していただきたいということで、指導していただければ結構です。

以上です。よろしくお願いいたします。

◆水代委員 指導通知書及び遊休農地の通知の絡みで、初犯ならば指導通知書、続けていけば遊休農地の通知書になりますけれども、この場合、先程説明のなかで、納税猶予の対象者がほとんどであると。納税猶予の対象者は、税務署の方に3年に1回とか報告しますよね。そういうときには農業委員会にはこういう書類の添付はあるのか。

◎山口次長補佐 3年に1度の現況報告というのがあり、税務署に出すものとして添付書類として証明しております。そのときには、現地を確認しております。現地でやはり耕作されていないケースがあれば、それは早急に是正していただく指導はいたします。

今回の4件につきましても、昨年、一度、指導通知を出しているのですが、そのときは一時的に解消されましたので、税務署への報告というのはありませんでした。しかし、また、今回の10月に再度、確認したところ、目的外で作付けしていないというのが見られたため、今回の遊休農地の通知という形で送らせていただきます。このままいってしまいますと、最終的には税務署にも、農地法のなかでは通知していかなければならないと思います。それを防ぐためにも、今回、必ず6週間以内に営農計画書を提出していただくという作業が入ってくると思います。

◆水代委員 文書的にも、もっと厳しい表現の仕方、納税猶予を取り消すとなるような、取り消すとなる場合、遡って税金がかかります、みたいなものを書かないとやらないではないかなと思うので。実際には、猶予を受けた人はできるだけ守ってあげたいと思いますけれど、実際、そこまで一生懸命にやってもらわないことには、税務署の方にも対面があるので。来たときだけ植えるのではなくて、やはりそれなりの計画をしたうえで、農作物ということで天候が悪くて耕作できない年もあると思いますけれど。実際のところ、何かを作付けして、もっと厳しく指導した方がいいのではないかと思います。

◎山口次長補佐 はい、わかりました。ありがとうございます。

○高市議長 ほかに御質問ございませんか。

◆水野委員 指導通知書と遊休農地の対象となっているのは、納税猶予を受けている畑だけですか。

◎山口次長補佐 今回、発送していただくものは、中身を見ますとほとんど納税猶予のところですか。それ以外につきまして、利用状況調査のなかであまり厳しいものがいくつかあったものかと思いますが、そちらにつきましても、意向調査をして、意向調査の中で自己耕作という話しであればそれでお願いします。もし、貸付け等の希望があった場合につきましては、流山市農業委員会のホームページ等でアップできるものはアップして、利用者を探すという作業に、今後は、入っていくものと思います。

◆水野委員 通知書を出す場合に、何人かの共有名義であった場合には、どこに通知

をするのですか。全員に通知するのか。代表者だけなのか。

◎山口次長補佐 これは、代表になってしまうかと思います。代表のところに行き、なかには持分割合が入っておりますので、連名という形になります。封筒はどうしても一名だけになります。

○高市議長 他に質問はございますか。

(なしの声あり)

○高市議長 特にないようですので、次に進みます。

○高市議長 次に、報告第29号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

◎吉田次長 議案書の15ページをお開きください。

報告第29号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年11月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

今月の届出は1件で、移転の原因は相続によるものでございます。

はじめに届出者ですが、流山市野々下6丁目の方で平成23年11月6日に農地を取得されました。取得した農地は、流山市野々下6丁目の畑2筆で、面積は679㎡でございます。

今月は以上の1件でございました。

次に議案書の16ページでございます。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の御報告は6件で、内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が6件でございました。

以上、今月の4条届出の合計は、6件、23筆、5,517.74㎡。地目別の内訳では、田が6筆、3,291㎡、畑が17筆、2,226.74㎡でございました。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。今月のご報告は17件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳につきましては、売買が15件、寄付が1件、使用貸借が1件でございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が16件、排水



用地が1件でございました。

以上、今月の5条届出の合計といたしましては、17件、28筆、12,595.29㎡。地目別の内訳につきましては、田が8筆、2,863㎡、畑が20筆、9,732.29㎡でございました。

御報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○高市議長 特にないようですので、次に進みます。

○高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時38分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年11月26日

流山市農業委員会長 ..... 高市 正義

流山市農業委員会委員 ..... 酒巻 孝美

流山市農業委員会委員 ..... 青野 直